

食品廃棄物の適正処理のために行う排出事業者での取組事項

1 委託した廃棄物の不正転売防止のための対策

そのまま製品として流通できる状態のまま廃棄物を処理業者へ委託をしない。

＜具体的な方法＞

包装を破る、廃棄物にマーカを付けるなど

2 自社の廃棄物であることを特定するための対策

(1) マニフェストの備考欄に製造ロット番号等を記載する。

＜紙マニフェスト＞



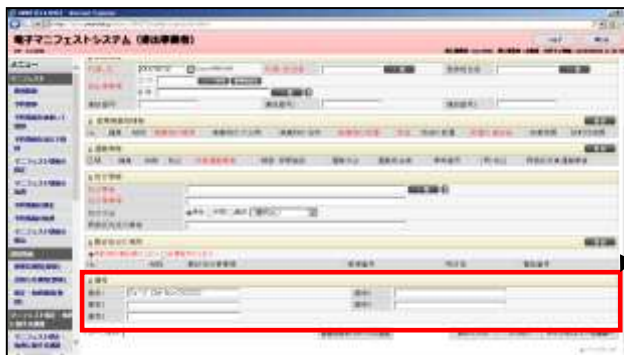
この欄に「製造ロット番号」や「製品名称」などを記載

(例)

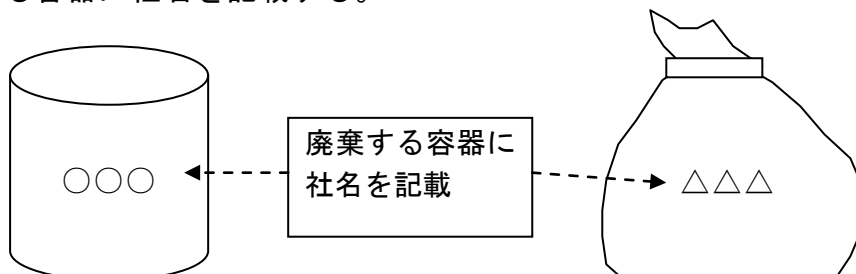
〇〇ジュース

ロット No: △□〇〇

＜電子マニフェスト＞



(2) 廃棄する容器に社名を記載する。



(3) 委託する廃棄物の荷姿の写真を撮り、マニフェストと共に委託する処理業者へ交付するとともに、自社においてマニフェストと共に保管する。

〔なお、荷姿の写真を電子媒体で保存し、画像ファイルの名称をマニフェストの備考欄に記載するという方法でもよい。〕

【参考】

排出事業者の責務について

<排出事業者の責務>

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(法第3条第1項)

- 法では、事業活動に伴い生じた廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを規定しています。
- 事業者とは、会社、商店、事務所、飲食店、工場、官公署、農林水産事業者など事業活動を行う全てをいい、法人・個人経営の別、事業規模の大小等は問いません。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。(法第3条第2項)

- 法では、廃棄物の適正処理に加え、廃棄物の減量化についても事業者の責務として規定しています。事業者はその事業活動において廃棄物の減量化に努めるとともに、製造、加工、販売する製品等についても減量化や適正処理に十分に配慮する必要があります。
- 「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」においても、事業者は廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない旨を規定しています。

■ 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第7条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- ア 再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源の利用並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等
- イ 長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発、製品の修理体制の整備、容器及び包装の過剰な使用の抑制並びに不要となった製品、容器及び包装の回収等

<産業廃棄物の処理責任>

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(法第11条第1項)

法では、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあると規定し、自ら処理することを基本としています。ただし、自ら処理できない場合は、委託基準に従い許可業者に処理を委託することが認められています。この場合も、排出事業者は委託した産業廃棄物の適正処理が完了するまで責任をもって対処する必要があります。

※その他、廃棄物に関する基本的な取扱いについては、以下のホームページをご参照ください。

HP アドレス：http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/index_16482.html

岐阜県HPより

トップ > くらし・防災・環境 > ごみ・リサイクル > 廃棄物 > 排出事業者の皆様へ

「産業廃棄物の適正な取り扱いについて（排出事業者向け説明資料）」をご参照ください。